様式第１号（第３条関係）

審　査　基　準　整　理　票

<table>
<tr><td>処　　分　　名</td><td colspan="3">使用許可の変更の許可</td></tr>
<tr><td>根　拠　法　令　名</td><td>大津市子育てひろばゆめっこの管理運営に関する規則（平成 18 年規則第 53 号）</td><td colspan="2">（条項）　第１０条第１項</td></tr>
<tr><td>基　準　法　令　名</td><td></td><td colspan="2">（条項）</td></tr>
<tr><td>所　管　部　署</td><td colspan="3">子ども未来部子育てひろばゆめっこ</td></tr>
<tr><td>標 準 処 理 期 間</td><td>７　日</td><td>法定処理期間</td><td>－　日</td></tr>
</table>

【審査基準】　・文書の名称【　　】
・掲載図書等【　　】
・内　　容　　■全部記載　　□一部・項目のみ記載

会議室等の使用の許可に係る審査基準に準じて行うものとする。

［根拠法令・基準法令］

大津市子育てひろばゆめっこの管理運営に関する規則

（使用許可を受けた事項の変更等）

第１０条　条例第７条第１項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が会議室等の使用の期日その他許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、所長に申請してその変更の許可を受けなければならない。

２　略

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。